第1章　総合計画の概要

（1）計画策定の意義

本市では、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする第5次大村市総合計画において「～行きたい、働きたい、住み続けたい～　しあわせ実感都市　大村」を将来像として掲げ、その実現に向けた計画的な行政運営を進めています。

第5次大村市総合計画を開始した平成28年度以降、子ども医療費助成事業の対象年齢の拡大や未就学児に対する現物給付の開始、県内初のＥＴＣ専用の木場スマートインターチェンジの開通、国道34号大村市与崎-諫早市本野間の4車線化に向けた新規事業の決定、市内全中学校での完全給食の開始、ボートレース大村での「発祥地ナイター」の開始、新工業団地である第2大村ハイテクパークの分譲開始、ミライｏｎ（県立・市立一体型図書館及び大村市歴史資料館）の開設などに取り組み、本市の課題解決に向けて様々な施策を実施し、一定の成果を上げてきました。

こうした中、我が国においては、少子高齢化や人口減少が加速しており、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など、社会経済への多大な影響が懸念されています。さらには、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景とした我が国経済への影響は甚大となり、これまでに経験したことのない国難ともいうべき局面に直面しています。

このような社会の動向や本市の課題を的確に捉え、長期的な展望に立って、本市の目指すべき将来像の実現に向けた行政運営を計画的に進めていく必要があることから、まちづくりの指針として第５次大村市総合計画を策定し、令和３年度からは、その後半5年間の後期基本計画を策定するものです。

（2）計画の構成と期間

本計画は、基本構想と基本計画の2層で構成しています。

①基本構想

基本構想は、本市が目指す将来像を明らかにし、その実現のための基本的なまちづくりの方向性を示すもので、「大村市の将来像」「基本目標」「人口推計」「都市構造の考え方」「政策の大綱」で構成しています。

▶計画期間：10年間（平成28年度～令和7年度）

②基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な施策を体系的に示すもので、「重点プロジェクト」「分野別まちづくり計画」で構成しています。

▶計画期間：前期5年間（平成28年度～令和2年度）　後期5年間（令和3年度～令和7年度））
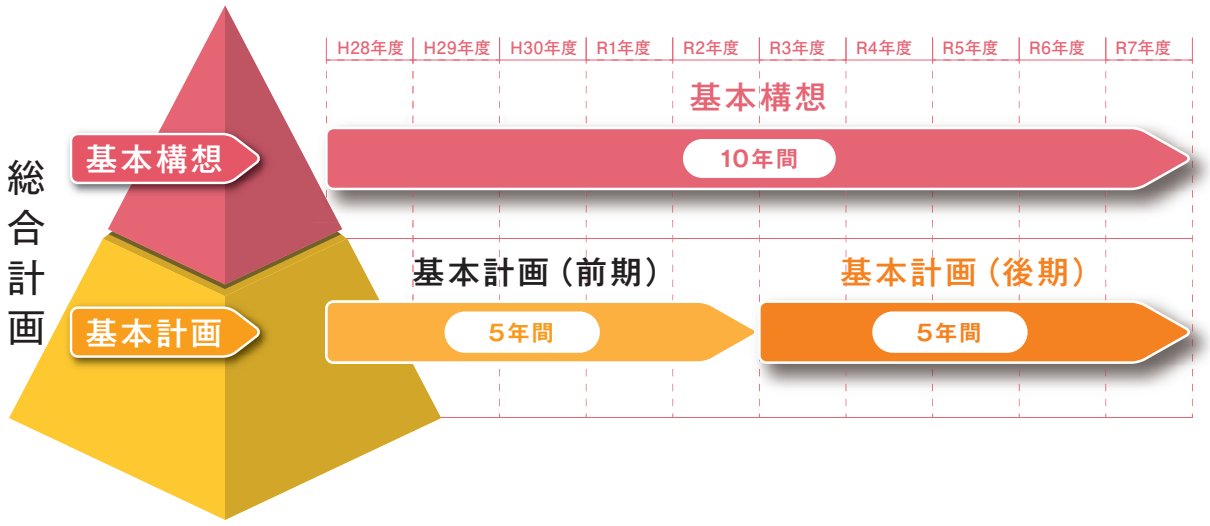
［ 計画の構成と期間 ］